

議案第三六号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した過年度発生災害復旧事業起債については 地方自治
法第七十九條第一項の規定により 別紙のとおり専決したので 同条
第三項の規定によつて報告し 承認を求めらる。

昭和三十六年五月八日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十一年五月八日承認

三朝町議會議長加藤幸太郎



專 決 処 分 書

起債について
左記のとおり起債するものとする

記

一 起債金額 金四百式拾萬円也

一 起債目的 過年度発生補助災害復旧事業費充當の爲め

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入利率 年息割以内

一 借入時期 昭和三十五年度 但し工事又は財政の都合により起債の全部

又は一部を翌年度において繰越して借入れることができる

一 償還方法 昭和三十五年度より五年以内一括置き返済二十五年度以内に毎年

二回元利均等償還により償還するものとする

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し

一償還賦添 若しくは低利債に借換えることができる

昭和三十六年三月三十一日専決

三朝町長 坂 出 雅 二